

神戸市立魚崎小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子供にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の子供が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立魚崎小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

○本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

1. 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
2. 子供、教職員の人権感覚を高めます。
3. 子供と子供、子供と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
4. いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
5. いじめの問題について保護者、地域そして関係機関との連携を深めます。

以上の5つのポイントに重点を置いて取組を進める。

1 いじめとは...

いじめとは、本校に在籍している子供に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。本校では、いじめを訴えてきた子供の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、子供を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

また、いじめの解消については単に謝罪をもって解消とはせず、少なくとも3か月間はいじめ行為がなくなっていること、そして本人及び保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認する必要がある。

2. 本校の教職員の姿勢

- ・子供一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、子供との信頼関係を築く。
- ・子供が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・子供の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通し子供に示す。
- ・子供一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・子供や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、校内委員会で情報を共有し、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

3 校内体制について

(1)魚崎小学校のいじめ対策委員会を設置する。

魚崎小学校いじめ対策委員会を設置する。構成は、校長、教頭、学年代表、生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とする。

(2) いじめ対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、子供、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握し、関係する子供、保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、子供の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。

4 いじめを未然に防止するために

<子供に対して>

- ・子供一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・力のつく授業を行い、子供に基礎・基本の定着を図るとともに、一人一人が活躍する場を設け、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や子供一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、全ての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての子供がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・どんどん挨拶、ほかほか言葉普及活動を推進し、他者に優しく気遣いできる子供に育てる。
- ・もくもく清掃、にんにん歩きへの指導を充実し、落ち着いた学校生活を送ることができるようにしていく。

魚崎小学校の合言葉：どん・にん・ほか・もく

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を毎学期（6月下旬 11月下旬 2月下旬）に実施し、分析した後、子供の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめアンケートを活用し、担任を中心に子供の状況を複数の教職員で観察する。
- ・養護教諭を中心にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て教育相談体制の充実を図り、全教職員で子供の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・児童会活動を中心に、子供が自主的に「いじめ防止」を目指す取組を進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・いじめに関する取り組み状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

<保護者・地域に対して>

- ・子供が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学年・学級懇談会、ふれあい懇話会、学校だより、PTA 総会、青少協等の地域の会合で伝えて、理解と協力を得る。

5 いじめの早期発見について

- ・担任が子供の悩みを相談しやすい雰囲気作りに努める。
- ・毎週の各学年の会議で、学級ごとの子供の様子を交流し、早期発見に努める。
- ・子供の様子を担任や多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。（いじめ対策委員会、生徒指導部会）
- ・様子に変化が感じられる子供には、積極的に言葉かけを行い、安心感をもたせる。
- ・けんかやふざけ合い、嫌がらせ等の暴力を伴わないいじめに対する認識を共有する。
- ・定期的ないじめアンケートや、教育相談等を活用し、子供の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、子供との信頼関係を深める。

6 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩みがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子供に伝えていく。
- ・いじめられている子供や保護者からの訴えを、親身になって聞き、子供の悩みや苦しみを受け止め、子供を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会、生徒指導部会、職員会議等を利用し、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・担任は事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた子供・保護者への支援と、いじめを行った子供への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・魚崎小学校のいじめ防止基本方針に従い、学校全体の問題として早期に解決していくことを心がける。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

7 特別な支援や、配慮を要する子供への対応

①特別な支援を必要とする子供に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。

- ・特別支援学級に在籍する児童
- ・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童
- ・特別支援コーディネーターを中心とした支援体制の充実

②特に配慮を要する子供がいじめを受けることなく学校生活が送れるよう、正しい理解を深める研修や、学校としての対応ができるよう支援する。

- ・海外から帰国した児童、外国人の児童・国際結婚の保護者をもつなどの学校につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・各地での災害や事故等により被災した児童生徒や避難をしている児童
- ・特別な事情があり、親元を離れて生活している児童

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して子供や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

9 保護者・地域との連携

- ・保護者、地域と連携し、日ごろから子供を見守る。
- ・地域や校区内の小学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを防止するための取組を進める。
- ・PTA や地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。
- ・保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校・特別支援学校間、そして小・中・高・特別支援学校間の連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導の充実を図ると共に、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努める。

10 関係機関との連携

- ・インターネットや、ソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

●関係機関〔連絡先〕

- ・神戸市教育委員会 事務局
- ・神戸市こども家庭センター
- ・東灘警察署
- ・東灘区役所 子ども家庭支援室

11 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をとる。
- ・保護者に対して、事実について説明し、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた子供を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた子供へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。また、教育委員会事務局に事実関係を報告する。

12 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた子供及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。
- ・重大事態については、本基本方針及び国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

13 その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、いじめ対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。